

Press Release

報道関係者 各位

令和 8 年 7 月 24 日

【照会先】

年金局（代表電話）03(5253)1111
事業企画課調査室長補佐 長谷川（内線 3582）
（直通電話）03(3595)2794
事業管理課長補佐 松浦（内線 3661）
（直通電話）03(3595)2730
日本年金機構国民年金部長 隠岐
（直通電話）03(6892)0762

令和 7 年度の国民年金の加入・保険料納付状況を公表します

～昨年度に引き続き、国民年金第 1 号被保険者の最終納付率 80%超を継続～

厚生労働省では、このほど、令和 7 年度の国民年金の加入・保険料納付状況を取りまとめましたので公表します。

国民年金保険料の納付率は、納付義務がどれだけ果たされているか、という納付状況を見るための指標であり、納付対象月数に対する納付月数の割合として算出しています。

本資料では、未納分を遡って納付できる過去 2 年分を集計した「最終納付率」等についてまとめています。

- ◇ 第 1 号被保険者の令和 7 年度最終納付率（令和 5 年度分保険料）^{（注 1）}は、85.6%
・ 前年度から 1.1 ポイント増加し、平成 24 年度最終納付率（平成 22 年度分保険料）64.5%から 21.1 ポイント増加し、13 年連続で上昇。

注 1）令和 7 年度最終納付率：令和 5 年 4 月分～令和 6 年 3 月分の保険料納付対象月数のうち、令和 8 年 4 月末までに納付された月数の割合。

- ・ 統計を取り始めた平成 16 年度最終納付率（平成 14 年度分保険料）以降、最高値
- ・ 現年度納付率（令和 7 年度分保険料）は 79.6%（前年度から 1.0 ポイント増）となっており、平成 23 年度の現年度納付率（平成 23 年度分保険料）から 14 年連続で上昇している。

- ◇ 国民年金第 1 号被保険者が減少する中、納付月数は 7,732 万月と前年度より 20 万月増加、全額免除・猶予者は 595 万人と前年度より 2 万人増加。

- ◇ 令和 7 年度末の未納者^{（注 2）}は、67 万人であり、前年度より 5 万人減少。
なお、厚生年金保険被保険者（第 1 号厚生年金被保険者の収納率は 99.0%）、国民年金第 3 号被保険者等も含めた公的年金加入対象者全体でみると、未納者は約 1%（別添資料 1 及び 2）

注 2）未納者とは、国民年金第 1 号被保険者であって 24 か月（令和 6 年 4 月～令和 8 年 3 月）の保険料が未納となっている者。

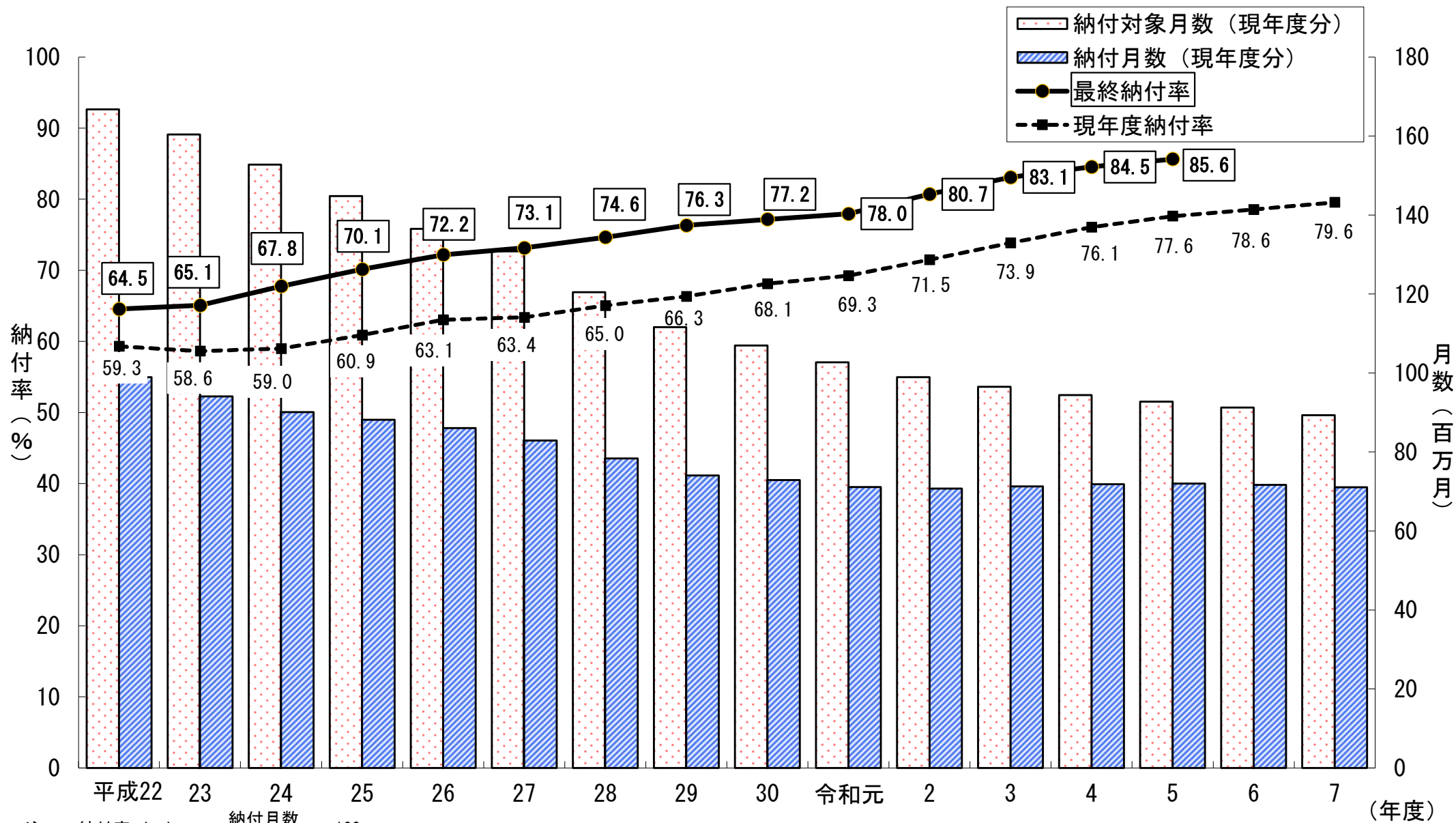
- ◇ 日本年金機構（平成 22 年 1 月発足）では、発足当初 60%台であった最終納付率について、80%台半ばを目指して以下の取組を実施した結果、最高値を更新（4 年連続で 80%台）（別添資料 3 及び 4）

（令和 7 年度の主な取組）

- ・ 年代、所得、未納月数などに応じた納付勧奨
- ・ 口座振替やクレジットカード納付、スマートフォンの決済アプリ等による電子納付など多様な納付方法の周知・利用促進
- ・ 未納者数が多い大都市圏の 20 か所の年金事務所の体制強化、他の都道府県に比べ納付率が低い沖縄県の「沖縄プロジェクト」^{（注 3）}等の継続

注 3）沖縄県最終納付率（令和 5 年度分保険料）は 81.8%となっており、日本年金機構が発足した平成 24 年度最終納付率（平成 22 年度分保険料）の 44.4%から 37.4 ポイント増となっている。

国民年金第1号被保険者の保険料納付率推移（日本年金機構発足後）

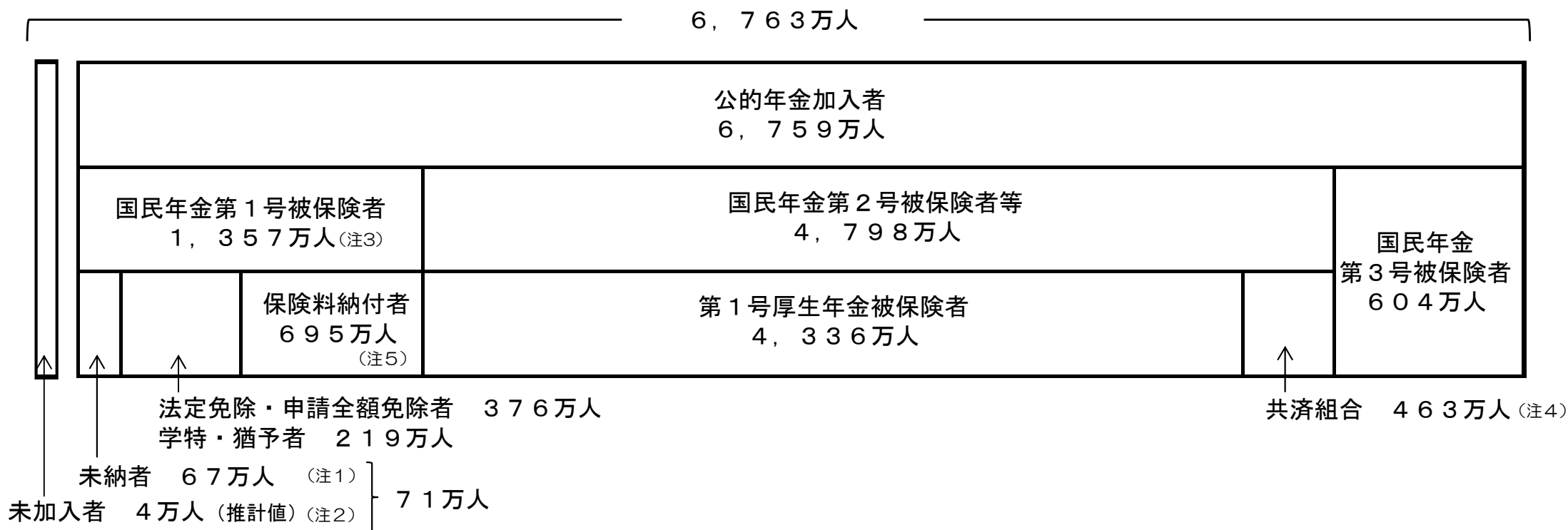


注1 納付率（％）＝ $\frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$

納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（申請一部免除月数は含み、法定免除月数、申請全額免除月数、学生納付特例月数、納付猶予月数及び産前産後免除月数を含まない。）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。ただし、納付対象月数及び納付月数には免除等に係る追納月数は含まれていない。

注2 保険料は過去2年分の納付が可能であり、最終納付率とは、過年度分の保険料として納付されたものを加えた納付率である。

＜参考＞ 公的年金加入者の状況（令和7年度末）



注1) 未納者とは、国民年金第1号被保険者であって24か月（令和6年4月～令和8年3月）の保険料が未納となっている者。

2) 令和4年公的年金加入状況等調査の結果による推計値。

3) 令和8年3月末現在。国民年金第1号被保険者には、任意加入被保険者（21万人）が含まれている。

4) 令和7年3月末現在。共済組合は、第2～4号厚生年金被保険者。

5) 保険料納付者の人数は、国民年金第1号被保険者数から未納者数、法定免除・申請全額免除者数及び学特・猶予者数を単純に差し引いて算出したもの。

6) 上記の数値は、それぞれ四捨五入しているため合計とは一致しない場合がある。

国民年金保険料収納対策のスキーム（概念図）

納めやすい環境づくりの整備

※納付月数のうち現年度納付月数

○ 口座振替納付

※R6. 3～口座振替の電子申請を導入
(利用状況)

R5年度 R6年度 R7年度
2,917万月 → 2,876万月 → 2,791万月

○ クレジットカード納付

(利用状況)

R5年度 R6年度 R7年度
587万月 → 618万月 → 608万月

○ 2年前納制度

・口座振替による2年前納制度

(利用状況)

R5年度 R6年度 R7年度
31万月 → 25万月 → 26万月

・現金及びクレジットカードでの
2年前納制度

(利用状況)

R5年度 R6年度 R7年度
17万月 → 39万月 → 58万月

○ コンビニ納付

(利用状況)

R5年度 R6年度 R7年度
2,108万月 → 2,057万月 → 2,028万月

○ インターネット納付

※R6. 8～「納付書によらない納付」を導入
(利用状況)

R5年度 R6年度 R7年度
888万月 → 972万月 → 1,039万月

うち

スマートフォン決済アプリ納付

※R5. 2～導入

(利用状況)

R5年度 R6年度 R7年度
225万月 → 339万月 → 410万月

市町村からの所得情報
(令和2年度以降は、情報提供ネットワークシステムから取得)

強制徴収

納付督促

免除等
勧奨

納付督促の実施

・質の向上
・効率化

文書

R5年度 3,826万件
R6年度 4,150万件
R7年度 4,863万件

電話

R5年度 1,873万件
R6年度 1,904万件
R7年度 1,850万件

督促
度重なる
に応じない

強制徴収の実施

⇒ 不公平感の解消と波及効果

※控除後所得300万円以上かつ7月以上保険料を滞納している方が対象

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
最終催告状	176,779件	168,456件	163,419件
督促状	102,238件	99,962件	100,389件
財産差押	30,789件	26,797件	26,859件

・最終催告状、督促状、財産差押の件数は当該年度に着手した件数

○ 国税庁への強制徴収委任

[基準] 所得1,000万円以上かつ滞納月数13月以上 (H27. 10～)

[実績] R5年度 86件 → R6年度 82件 → R7年度 86件

○ 納付督促の外部委託 (H17. 10～)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
文書	972万件	903万件	877万件
電話	1,841万件	1,877万件	1,826万件
合計	2,813万件	2,780万件	2,703万件

※令和5年5月以降、外部委託による戸別訪問は実施していない。

免除等の周知・勧奨

・免除や学生納付特例（学生の間の保険料納付を猶予し、後で納付できる仕組）を周知・勧奨し、年金受給権の確保と年金額の増額を図る。

- 納付猶予対象者の拡大 (H28. 7～)
- 申請免除の簡素化 (①所得に係る税未申告者の申請手続きの簡素化H26. 10～
②失業等による特例免除の添付書類の簡素化R5. 3～)
- 免除の遡及期間の見直し (H26. 4～)
- 免除委託制度開始 (H28. 4～)
- マイナポータルを利用した免除等申請手続きの開始 (R4. 5～)

普及・啓発活動等

○年金制度の安心感、有利性をわかりやすく伝え国民の不安の払拭

○学生等に対し年金制度の意義等に関する理解の促進

○ねんきん定期便等、きめ細かい情報・サービスの提供

【別添資料3】

国民年金の適用促進・保険料収納対策（１／３）

令和７年度計画の概要	令和７年度計画に係る主な取組
○確実な適用の実施 ・地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から提供される本人確認情報を基に、海外転入者等を早期に適用される仕組みを構築し、確実に適用を実施。	○確実な適用の実施 ・令和６年10月より、<u>J-LISから提供される本人確認情報に基づき、海外から転入された方等を早期に把握するためのシステムを稼働させ、毎月、年金制度未加入者への届出勧奨及び職権適用を実施</u>し、令和７年度末までに9.3万人を職権適用。 ・J-LISから提供される本人確認情報を活用し、令和７年度末までに、20歳到達者96.2万人、年金制度未加入である節目年齢（34・44・54歳）到達者1.5万人を職権適用。
○制度周知及び制度理解の促進 ・若年者向けの年金セミナー等を実施するとともに、20歳到達月の前月に前納制度、口座振替等による納付案内を実施。 ・引き続き、ハローワークと連携し、雇用保険説明会における届出勧奨や失業特例免除制度の説明等の取組を進める。 ・国民年金加入時に使用する効果的なチラシ・パンフレット及びSNSや機構ホームページ等を活用し、制度案内を充実。 ・国民年金産前産後免除制度の更なる周知を図る。	○制度周知及び制度理解の促進 ・<u>20歳到達月の前月に前納制度、口座振替及びクレジットカードによる納付を案内したお知らせを送付</u>するとともに、市区町村の協力により電話番号が収録できた20歳到達者4.5万人に対して、<u>電話による納付、前納、口座振替、学生納付特例、免除・猶予制度の案内を実施</u>した結果、<u>20歳到達者の納付率は74.9%（対前年度比＋1.9pt）</u>となった。 ・ハローワークが実施する雇用保険説明会において、離職者に対する被保険者種別変更の届出及び失業を事由とする特例免除制度について周知を行うとともに、届書や申請書の配付を行い、自主的な届出を促進。また、国民年金の加入手続及び保険料免除申請等の電子申請利用について、全国のハローワークに周知を依頼。 ・<u>20歳到達者向けに国民年金制度の概要や納付することのメリットや、各種納付方法、学生納付特例制度等を分かりやすく周知するための動画に係る二次元コードを「20歳到達前に送付するお知らせ」へ掲載</u>するとともに、<u>機構公式X（旧Twitter）により制度周知</u>を実施。 ・国民年金の加入、保険料の免除、付加保険料及び産前産後免除に係るマイナポータルを利用した電子申請について、市区町村に対してホームページや広報誌への掲載による制度周知を依頼。 ・民間企業や地域の社会福祉協議会等と協力した産前産後免除に係る制度周知を実施。

国民年金の適用促進・保険料収納対策（２／３）

令和 7 年度計画の概要	令和 7 年度計画に係る主な取組												
○納付率等の目標 ・ 現年度納付率については14年連続の向上を図ることとし、令和 6 年度実績から1.0ポイント程度の伸び幅を目指す。 ・ 令和 6 年度分保険料の過年度 1 年目納付率及び令和 5 年度分保険料の最終納付率については、80%台半ば（前年度実績以上）を目指す。 ・ 口座振替及びクレジットカード納付の実施率は更なる納付月数の獲得のため利用促進を図り、前年度を上回る水準を確保。	○納付率等の目標 ・ 20歳到達者や若年層に対する納付督促を徹底すること等、納付に重点を置いた行動計画を策定し、計画的な事業推進に取り組んだ結果、令和 7 年度分保険料の現年度納付率は、外国人被保険者の増加、継続免除却下者の増加の影響を受けたものの79.6%となり、令和 6 年度末の78.6%から+1.0pt上昇。 ・ 令和 6 年度分保険料の過年度 1 年目における納付率は、長期未納者、免除等対象者、このままでは無年金・低年金となることが見込まれる者等への取組を実施した結果、令和 7 年度末で84.9%となり、令和 6 年度末の78.6%から+6.3pt上昇。また、令和 5 年度分保険料の最終納付率は令和 7 年度末で85.6%となり、令和 5 年度末の77.6%から+8.0pt上昇、令和 6 年度末の84.0%に対して+1.6t上昇。 【国民年金保険料納付率（取組実績）】 <table><tr><th></th><th>令和 6 年度</th><th>令和 7 年度</th></tr><tr><td>現年度納付率</td><td>78.6%</td><td>79.6%（対前年度比+1.0pt）</td></tr><tr><td>過年度 1 年目納付率</td><td>84.0%</td><td>84.9%（令和6年度末比+6.3pt）</td></tr><tr><td>最終納付率</td><td>84.5%</td><td>85.6%（令和5年度末比+8.0pt）</td></tr></table> ○口座振替及びクレジットカードによる納付、スマートフォンの決済アプリ等による電子納付（コード決済）について、未納者及び法定納期限内に現金で納付している者等に対する利用促進に努めた結果、令和 7 年度末における口座振替及びクレジットカード納付の実施率は41.6%となり前年度末から0.1pt増加するとともに、コード決済の利用月数は前年度末から77.2万月増加し、若年者を中心に利用者が拡大。		令和 6 年度	令和 7 年度	現年度納付率	78.6%	79.6%（対前年度比+1.0pt）	過年度 1 年目納付率	84.0%	84.9%（令和6年度末比+6.3pt）	最終納付率	84.5%	85.6%（令和5年度末比+8.0pt）
	令和 6 年度	令和 7 年度											
現年度納付率	78.6%	79.6%（対前年度比+1.0pt）											
過年度 1 年目納付率	84.0%	84.9%（令和6年度末比+6.3pt）											
最終納付率	84.5%	85.6%（令和5年度末比+8.0pt）											
○地域の実情を踏まえた対策 ・ 年金事務所別の納付率水準に応じた分析に基づく施策により、納付率の向上に取り組む。 ・ 大都市圏の未納者数の多い年金事務所について、好調拠点と低調拠点の傾向の比較・分析を行い、必要な収納対策を実施。 ・ 沖縄県については、継続した取組に加え、未納者属性に応じた取組を強化することにより、更なる納付率向上を目指す。	○地域の実情を踏まえた対策 ・ 行動計画において年金事務所の納付率水準に応じた目標を設定するとともに、本部から年金事務所に提供した属性別の未納者のリストや、優先的に取り組むべき対象者のリストに基づき、各拠点の実情に応じたきめ細やかな対策を実施。 ・ 大都市圏における未納者数の多い年金事務所（2 課制：20か所）については、これまで2 課制への体制整備や各課における役割の見直しを実施しており、当該体制を継続したことによる効率的な収納対策（各課の役割を明確化した収納対策の実施等）の実施により、現年度納付率は令和 7 年度末で79.0%、全国の納付率との乖離は0.5%となった。 ・ 令和元年度に発足させた沖縄プロジェクトにおいて、引き続き、沖縄県内の6 年金事務所が各市町村と連携を図りながら、未納者割合の高い若年層や一部免除該当層等に対する取組に注力し、電話や戸別訪問による納付勧奨を効果的に実施したことにより、現年度納付率は令和 7 年度末で71.9%となり、令和 6 年度末の71.3%から+0.6pt上昇。												

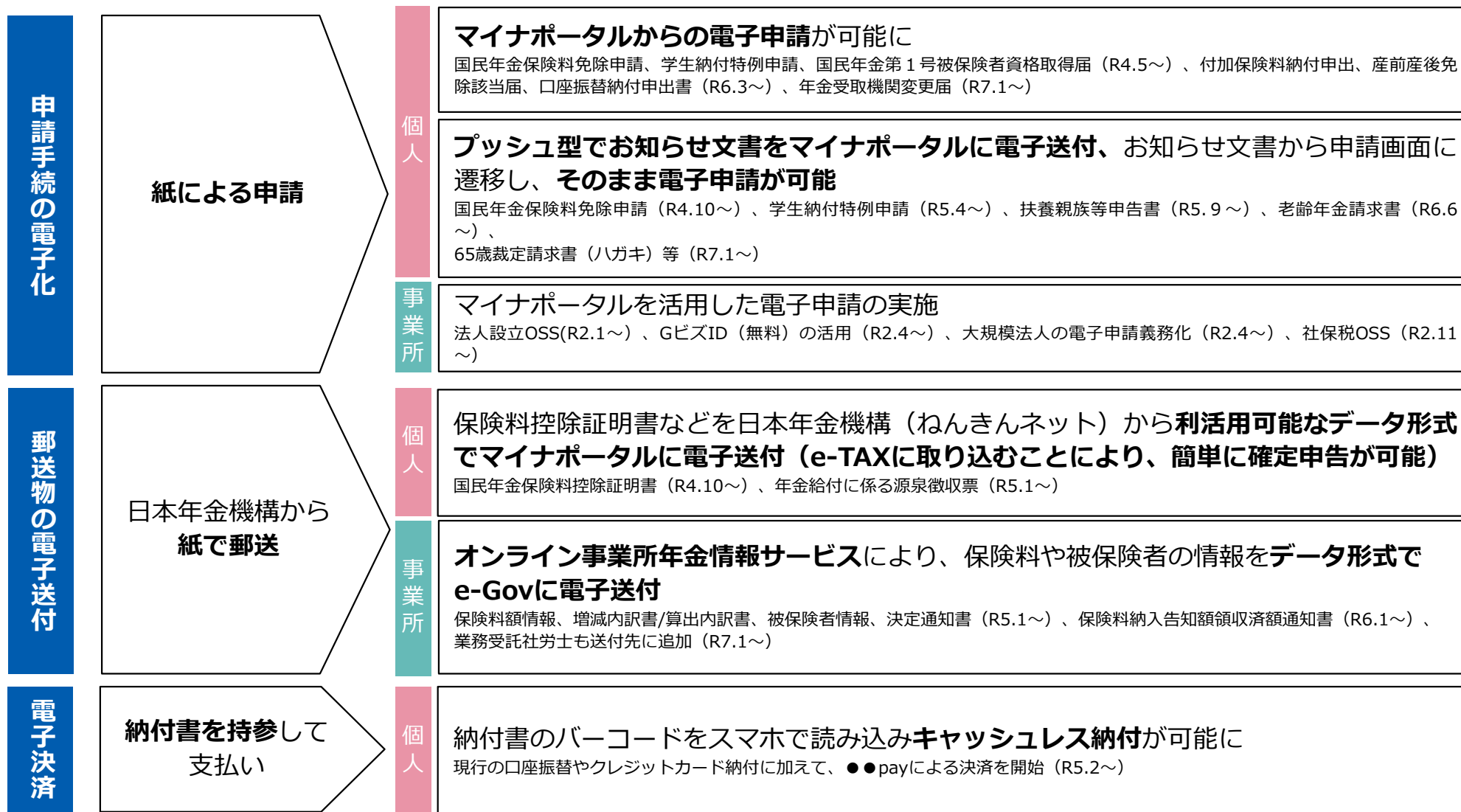
国民年金の適用促進・保険料収納対策（3／3）

令和7年度計画の概要	令和7年度計画に係る主な取組
○外国人に対する納付督促・免除申請勧奨 ・納付及び免除申請のメリットを訴求した多言語による制度説明、届書の記載例を分かりやすく記載したパンフレット等を作成。 ・英語及び分かりやすい日本語を用いた催告文書を送付、多言語の催告文書をホームページに掲載等、周知媒体の充実を図る。 ・関係機関と連携を図り、外国人に対する適用・収納対策を実施。 ・留学や技能実習、永住者・定住者、国籍等の属性に応じた対策を講じる。	○外国人に対する納付督促・免除申請勧奨 ・外国人未納者に対して英語版の特別催告状を同封した納付督促を実施。また、海外からの転入者のうち、自主的な加入手続が行われない者への適用勧奨状に、やさしい日本語のリーフレットを同封するとともに、外国人向け特設ページを案内する二次元コードをリーフレットに掲載（令和7年6月～）。 ・外国人の利用の多いSNSとして新たにFacebookの利用を開始し、英語及び分かりやすい日本語による制度周知を実施（令和7年6月～）。また、窓口及び訪問における外国人対応をより円滑なものとするため、外国人被保険者の比率が高い19年金事務所等を対象とした翻訳機の導入（試行実施）を開始（令和7年7月～）。 ・一般財団法人自治体国際化協会（CLAIR）及び外国人技能実習機構（OTIT）との連携により、各地域の国際化協会（55団体）や監理団体（3,527団体）に対して、制度周知に係るリーフレットの設置等を依頼。また、各地域の国際交流協会等に対して制度周知の効果的な手法や協力連携を構築することが有効な関係団体、企業等の情報収集を実施。 ・各自治体の在留外国人に係る国籍や在留区分による統計資料を本部から年金事務所に提示することで、その地域の特性や実情に応じた取組を促進。 ・外国人に係る最終納付率（令和5年度分保険料）は55.0%（対前年度比+5.3pt）に上昇。

年金手続のデジタル化の推進（各種申請手続、情報提供、決済手段）

○お客様の手続負担の軽減と事務処理の効率化等を図る観点から、年金の手続きについて、紙や郵送から、順次、デジタル化を進め、各種オンラインサービスの拡充を図るとともに、利用促進に取り組んでいる。

※事業所にかかる主要7届書（資格取得届等）における電子申請割合は77.3%（令和8年3月末）となり、令和元年度の23.9%から53.4%上昇



令和7年度の国民年金の加入・保険料納付状況

～ 令和7年度の最終納付率は85.6% ～

【目次】

I 令和7年度の被保険者の状況

- 1 国民年金被保険者の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 第1号被保険者の動向
 - (1) 第1号被保険者の資格取得者数及び資格喪失者数の状況・・・・・・・・ 2
 - (2) 第1号被保険者の年齢構成の変化・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

II 令和7年度の保険料納付状況

- 1 保険料納付状況
 - (1) 納付率等の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (2) 納付月数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (3) 年齢階級別の納付率等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

III 地域別の保険料納付状況

- (1) 都道府県別の保険料納付状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (2) 市区町村規模別の保険料納付状況・・・・・・・・・・・・ 9
- (参考1) 都道府県別全額免除・猶予割合の変化・・・・・・・・ 10
- (参考2) 現年度納付率に係る状況
 - 1 保険料納付状況（現年度分）
 - (1) 納付率等の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - (2) 年齢階級別現年度納付率等・・・・・・・・・・・・ 12
 - 2 現年度納付率の変化に係る分析
 - (1) 被保険者属性別の現年度納付率の変化・・・・・・・・ 13
 - (2) 現年度納付率の変化の影響度・・・・・・・・・・・・ 14
- (参考3) 外国人に係る公的年金加入状況等・・・・・・・・ 15

令和8年7月

厚生労働省年金局

I 令和7年度の被保険者の状況

1 国民年金被保険者の動向

- 国民年金第1号被保険者数（任意加入被保険者数を含む。）は、令和7年度末で1,357万人と、前年度末と比べ11万人減少している。
- 令和7年度末の公的年金加入者数は6,759万人となっている。このうち、未納者数は67万人となっている。

表1 国民年金被保険者数の動向

(年度末現在、単位:万人)

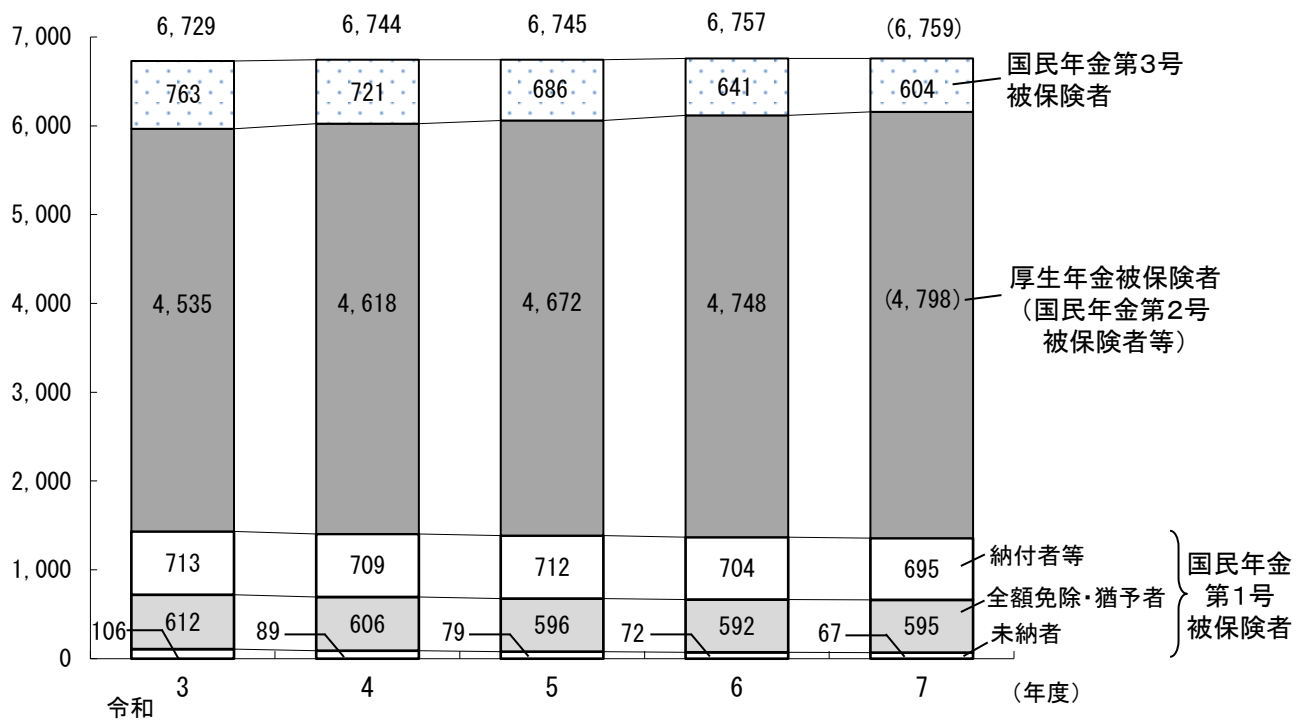
	第1号被保険者 (任意加入含む)	第1号被保険者											厚生年金被保険者 (第2号被保険者等)	(再掲)		第3号被保険者	
		(再掲) 全額免除・猶予者				(再掲) 一部免除者				(再掲) 任意加入被保険者	厚生年金被保険者 (第1号)被保険者	短時間労働者					
		法定免除者	申請全額免除者	学生納付特例者	納付猶予者	申請3/4免除者	申請半額免除者	申請1/4免除者	産前産後免除者								
令和3年度	1,431	1,412	612	141	241	171	59	35	18	11	6	1	19	4,535	4,065	57	763
令和4年度	1,405	1,385	606	143	240	166	58	33	17	10	6	1	20	4,618	4,157	82	721
令和5年度	1,387	1,367	596	145	233	160	58	32	16	10	6	1	21	4,672	4,211	92	686
令和6年度	1,368	1,347	592	146	230	159	58	33	16	11	6	1	21	4,748	4,285	111	641
令和7年度	1,357	1,336	595	147	229	160	58	34	16	11	7	1	21	(4,798)	4,336	123	604

注1 「厚生年金被保険者（第2号被保険者等）」は、国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権者たる厚生年金被保険者を含む。

注2 令和7年度の（ ）内の数値は、第2～4号厚生年金被保険者数を令和6年度末の実績とした場合の暫定値である。

図1 公的年金加入者数の推移

(単位：万人)



注1 未納者とは、国民年金第1号被保険者であって24か月（令和6年4月～令和8年3月）の保険料が未納となっている者。

注2 納付者等の人数は国民年金第1号被保険者数（任意加入被保険者数を含む。）から未納者数、全額免除・猶予者数を差し引いて算出したもの。

注3 令和7年度の（ ）内の数値は、第2～4号厚生年金被保険者数を令和6年度末の実績とした場合の暫定値である。

注4 上記の数値は、それぞれ四捨五入しているため合計とは一致しない場合がある。

2 第1号被保険者の動向

(1) 第1号被保険者の資格取得者数及び資格喪失者数の状況

- 令和7年度の資格取得者数は481万人、資格喪失者数は492万人となっている。
- 例年、資格喪失者の数が資格取得者数を上回るため、第1号被保険者の数は減少傾向にある。

表2 第1号被保険者の資格取得理由別被保険者数及び資格喪失者数

(単位：万人)

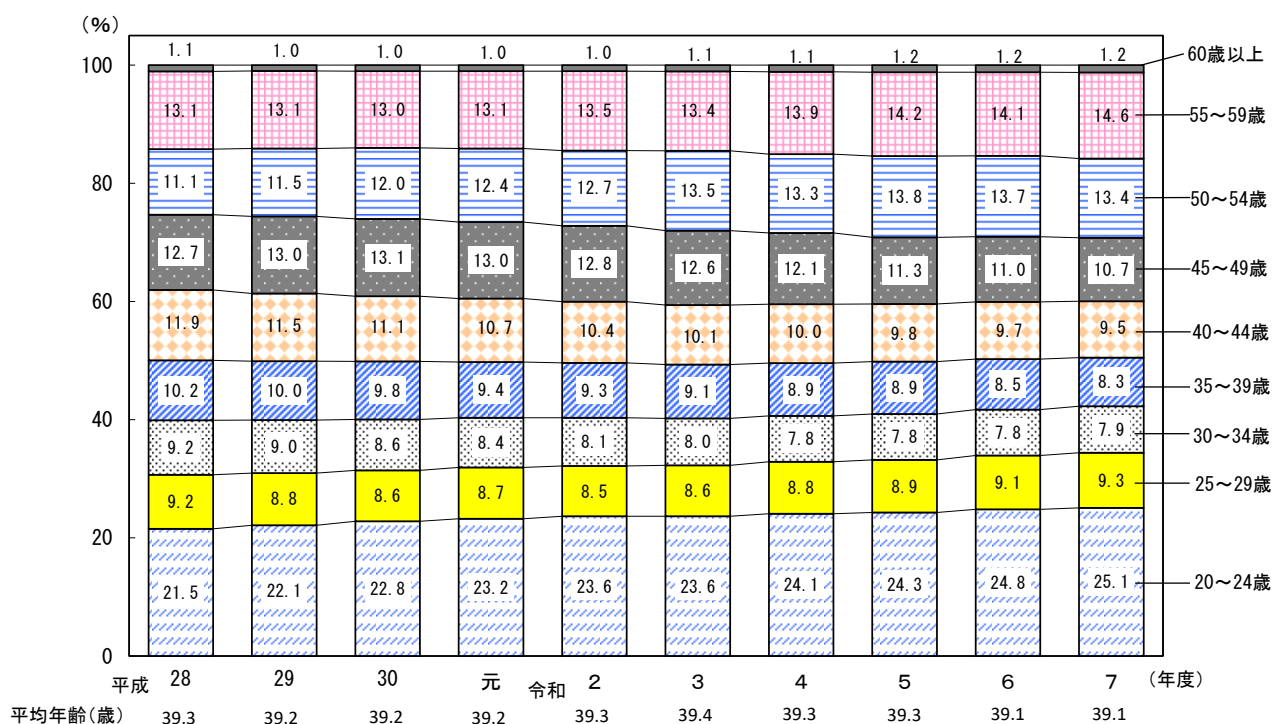
	第1号被保険者数 (年度末)	資格取得者数 (年度累計)	割合 (%)	(再掲)			資格喪失者数 (年度累計)
				第2号からの移行者等	第3号からの移行者	20歳到達者	
令和3年度	1,431	437	30.6	291	42	100	456
令和4年度	1,405	473	33.7	328	40	100	500
令和5年度	1,387	482	34.8	340	39	99	500
令和6年度	1,368	486	35.5	347	36	99	505
令和7年度	1,357	481	35.4	350	29	96	492

注 資格取得者数には、上記の再掲に示した者以外に、任意加入被保険者の資格取得者等が含まれるため、その数は再掲の合計とは一致しない。

(2) 第1号被保険者の年齢構成の変化

- 令和7年度末の第1号被保険者の年齢構成をみると、20～24歳の全体に占める割合が25.1%と最も大きく、次に55～59歳が14.6%となっている。

図2 第1号被保険者の年齢構成の推移（年度末現在）



注1 第1号被保険者には任意加入被保険者を含んでいる。

注2 抽出統計（抽出率1/100）による数値である。

Ⅱ 令和7年度の保険料納付状況

1 保険料納付状況

(1) 納付率等の推移

- 国民年金保険料の納付率は、納付義務がどれだけ果たされているか、という納付状況を見るための指標であり、納付対象月数に対する納付月数の割合として算出している。
- 納付状況の途中経過を示すものとして、現年度納付率、過年度1年目納付率があるが、最終的な納付状況を見るための指標としては最終納付率（過年度2年目納付率）が適当。

○ **令和7年度最終納付率（令和5年度分保険料）は85.6%となり、令和6年度最終納付率（令和4年度分保険料）から1.1ポイント上昇している。**

なお、納付対象月数が前年度に比べ減少しているが、これは第1号被保険者数の減少等によるものである。

また、令和7年度最終納付率（令和5年度分保険料）を令和5年度の現年度納付率（令和5年度分保険料）と比較すると、8.0ポイントの上昇となっている。

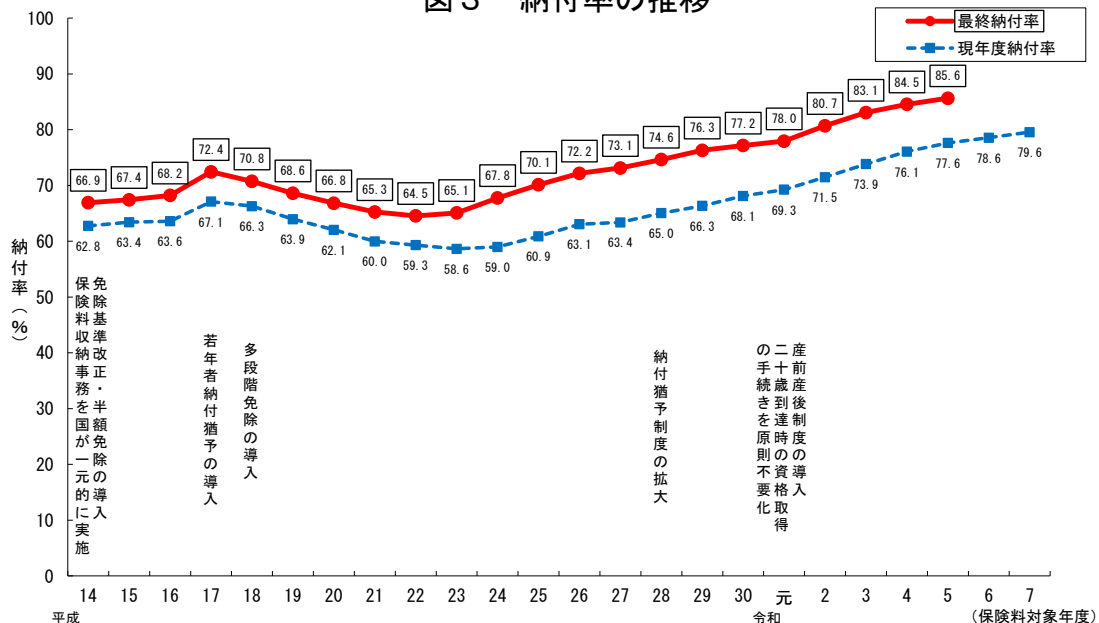
表3 納付率、納付対象月数及び納付月数の推移

（単位：万月）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	令和元年度分保険料	令和2年度分保険料	令和3年度分保険料	令和4年度分保険料	令和5年度分保険料
最終納付率（%）	78.0	80.7	83.1	84.5	85.6
納付対象月数	9,959 (△ 4.2)	9,492 (△ 4.7)	9,270 (△ 2.3)	9,121 (△ 1.6)	9,028 (△ 1.0)
納付月数	7,764 (△ 3.2)	7,660 (△ 1.3)	7,701 (0.5)	7,712 (0.1)	7,732 (0.3)
現年度納付率（%）	令和3年度分保険料	令和4年度分保険料	令和5年度分保険料	令和6年度分保険料	令和7年度分保険料
	73.9	76.1	77.6	78.6	79.6

注 納付対象月数及び納付月数の（ ）内数値は、対前年度比（%）である。

図3 納付率の推移



注1 納付率（%）＝ $\frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$

納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（申請一部免除月数を含み、法定免除月数、申請全額免除月数、学生納付特例月数、納付猶予月数及び産前産後免除月数を含まない。）であり、現年度納付率における納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に納付された月数である。ただし、納付対象月数及び納付月数には免除等に係る追納月数は含まれていない。

注2 保険料は過去2年分の納付が可能であり、最終納付率における納付月数は過年度分の保険料として納付されたものを含む月数である。

表4 現年度分及び過年度分を加えた納付率の推移

(単位：％)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
令和3年度分保険料	73.85	81.00 (7.15)	83.08 (2.07)		
令和4年度分保険料		76.07	82.78 (6.70)	84.55 (1.77)	
令和5年度分保険料			77.62	84.01 (6.39)	85.64 (1.63)
令和6年度分保険料				78.56	84.89 (6.33)
令和7年度分保険料					79.56

注1 各年度末時点で把握した当該年度分保険料の納付率である。なお、年度末時点とは、翌年度4月末時点のことである。

注2 ()内は前年度からの上昇幅(単位：ポイント)である。

表5 納付対象月数及び納付月数の推移(過年度分含む)

(単位：万月)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
令和3年度分保険料	納付対象月数	9,652	9,336	9,270		
	納付月数	7,128	7,562	7,701		
令和4年度分保険料	納付対象月数		9,442	9,178	9,121	
	納付月数		7,183	7,597	7,712	
令和5年度分保険料	納付対象月数			9,278	9,073	9,028
	納付月数			7,202	7,622	7,732
令和6年度分保険料	納付対象月数				9,127	8,919
	納付月数				7,170	7,571
令和7年度分保険料	納付対象月数					8,934
	納付月数					7,108

注 各年度末時点で把握した当該年度分の納付対象月数及び納付月数である。なお、年度末時点とは、翌年度4月末時点のことである。

(2) 納付月数の推移

- 令和7年度中に納付された保険料(現年度分及び過年度分)は7,618万月分であり、そのうち現年度分は7,108万月分、過年度分は510万月分となっている。

表6 納付月数の推移

(単位：万月)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
総納付月数	7,711	7,814	7,755	7,705	7,618
現年度分納付月数	7,128	7,183	7,202	7,170	7,108
過年度分納付月数	583	632	553	535	510
前年度分	388	434	415	421	401
前々年度分	195	198	139	114	109

注1 当該年度中に納付された保険料にかかる納付月数である。なお、当該年度中とは、4月～翌年度4月のことである。

注2 前納により納付された月数は保険料対象年度の現年度分納付月数に計上されている。

(3) 年齢階級別の納付率等

○ 令和7年度の最終納付率（令和5年度分保険料）を5歳階級別にみると、おおむね年齢が上がるにつれて高くなっている。令和5年度の現年度納付率（令和5年度分保険料）と比較すると、若い年齢階級での上昇幅が大きい。

図4 年齢階級別最終納付率

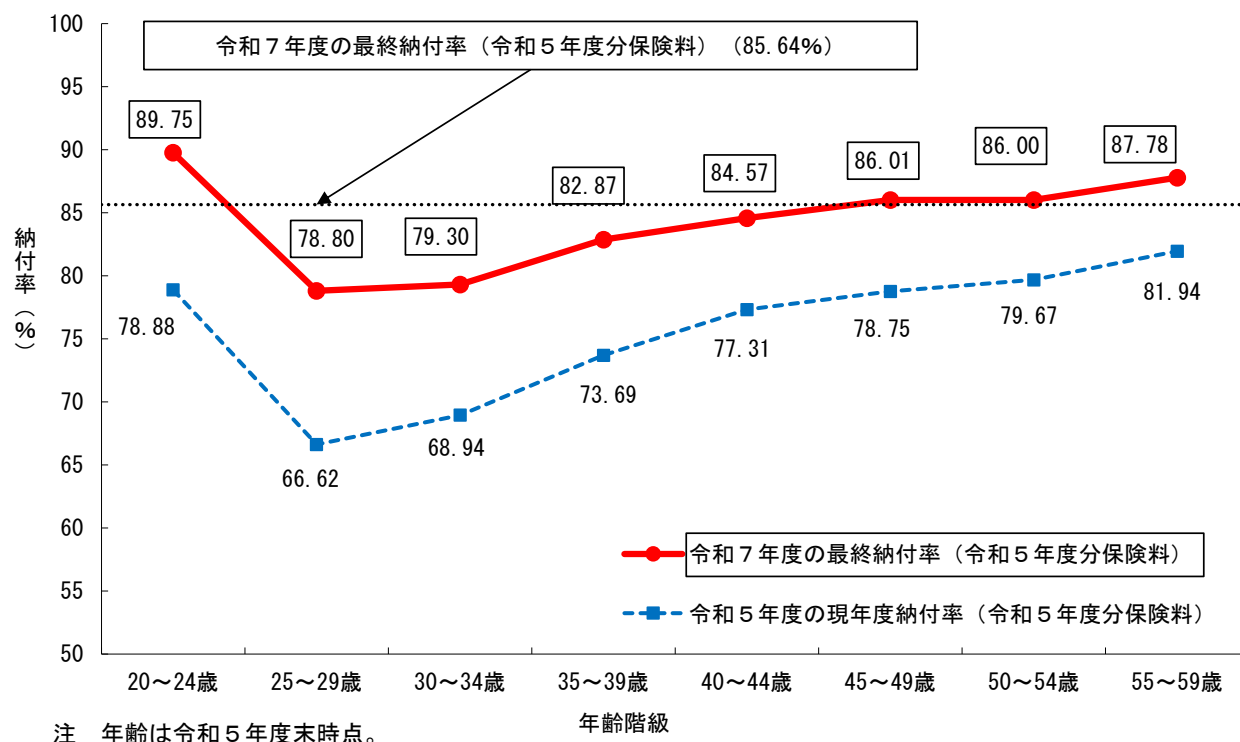


図5 出生年度別最終納付率

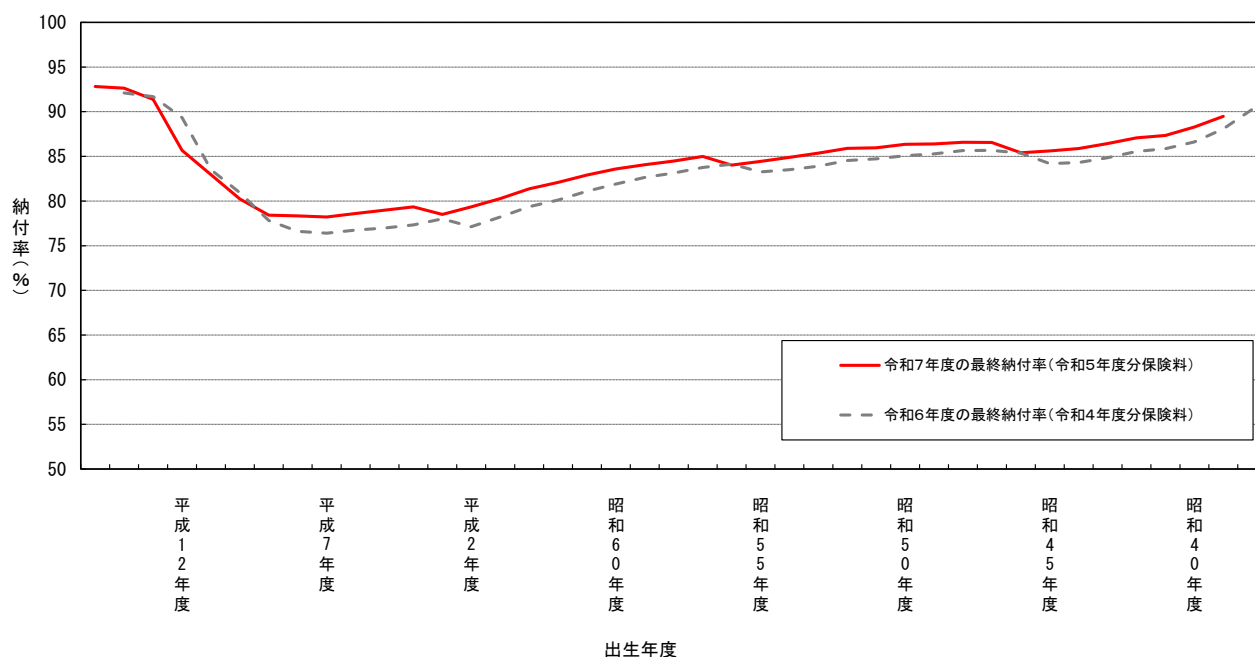


表 7 免除状況別最終納付率等の推移

		総数	定額保険料 納付	一部免除 合計	3/4免除対象	半額免除対象	1/4免除対象
令和3年度 (令和元年度 分保険料)	納付対象月数 (万月)	9,959	9,276	683	322	226	135
	納付月数 (万月)	7,764	7,320	444	237	138	69
	最終納付率 (%)	77.95	78.91	65.00	73.55	60.96	51.38
令和4年度 (令和2年度 分保険料)	納付対象月数 (万月)	9,492	8,882	610	297	198	115
	納付月数 (万月)	7,660	7,247	414	225	126	63
	最終納付率 (%)	80.70	81.59	67.76	75.67	63.59	54.46
令和5年度 (令和3年度 分保険料)	納付対象月数 (万月)	9,270	8,706	563	272	184	108
	納付月数 (万月)	7,701	7,317	384	206	118	60
	最終納付率 (%)	83.08	84.05	68.07	75.85	64.02	55.38
令和6年度 (令和4年度 分保険料)	納付対象月数 (万月)	9,121	8,604	517	249	168	100
	納付月数 (万月)	7,712	7,352	360	191	111	58
	最終納付率 (%)	84.55	85.45	69.53	76.85	65.63	57.84
令和7年度 (令和5年度 分保険料)	納付対象月数 (万月)	9,028	8,512	516	242	168	105
	納付月数 (万月)	7,732	7,365	367	190	114	63
	最終納付率 (%)	85.64	86.52	71.20	78.22	67.93	60.24

注 「定額保険料納付」とは、納付対象月数のうち一部免除（3／4免除、半額免除、1／4免除）以外のもの、すなわち、年度ごとに決められる定額保険料を全額納付すべき月数に係るものである。

Ⅲ 地域別の保険料納付状況

(1) 都道府県別の保険料納付状況

- 保険料の納付状況を都道府県別にみると、令和7年度の最終納付率（令和5年度分保険料）が高かった上位3県は、新潟、富山、島根となっている。反対に低かった下位3都府県は、大阪、沖縄、東京となっている。
- 前年度の最終納付率と比較すると、島根及び沖縄を除き全ての都道府県で上昇している。
- 最終納付率の上昇幅が大きかった上位3県は、栃木、埼玉、千葉となっている。

表8 都道府県別最終納付率の変化

都道府県	令和6年度最終納付率 (令和4年度分保険料)				令和7年度最終納付率 (令和5年度分保険料)				納付率の変化	
	対象月数 (万月)	納付月数 (万月)	納付率 (%)	順位	対象月数 (万月)	納付月数 (万月)	納付率 (%)	順位	(ポイント)	順位
全 国	9,121	7,712	84.55		9,028	7,732	85.64		1.10	
北 海 道	326	275	84.30	35	321	274	85.27	37	0.97	18
青 森 県	74	64	87.34	20	72	64	88.43	18	1.09	15
岩 手 県	69	63	91.06	4	68	62	91.29	5	0.23	45
宮 城 県	146	127	86.63	24	144	126	87.49	24	0.86	24
秋 田 県	50	45	90.35	6	49	44	90.74	7	0.38	43
山 形 県	61	55	91.03	5	60	55	91.59	4	0.56	39
福 島 県	104	91	87.04	22	102	90	87.87	22	0.83	26
茨 城 県	219	180	82.26	43	214	179	83.57	43	1.31	9
栃 木 県	138	115	83.06	41	135	115	84.94	39	1.88	1
群 馬 県	142	120	84.00	38	140	119	85.21	38	1.21	13
埼 玉 県	601	493	81.98	45	592	496	83.72	42	1.74	2
千 葉 県	482	405	84.05	37	476	409	85.78	34	1.73	3
東 京 都	1,350	1,100	81.50	46	1,345	1,114	82.83	45	1.33	8
神 奈 川 県	748	635	84.95	32	742	639	86.17	31	1.22	12
新 潟 県	129	119	92.13	2	127	118	92.78	1	0.65	36
富 山 県	63	57	91.63	3	62	58	92.39	2	0.76	28
石 川 県	74	66	90.26	7	74	67	90.56	9	0.30	44
福 井 県	46	41	89.85	9	45	41	91.04	6	1.20	14
山 梨 県	61	54	88.53	12	62	55	89.06	12	0.53	40
長 野 県	145	130	89.50	11	144	130	90.49	10	0.99	16
岐 阜 県	141	125	88.34	13	139	124	88.85	13	0.52	42
静 岡 県	249	219	88.04	15	246	218	88.73	16	0.70	32
愛 知 県	564	484	85.85	29	557	482	86.53	30	0.68	34
三 重 県	124	107	86.59	25	121	106	87.16	27	0.56	38
滋 賀 県	94	83	87.60	18	94	83	88.29	19	0.69	33
京 都 府	191	164	86.10	28	190	164	86.71	28	0.61	37
大 阪 府	662	527	79.60	47	655	531	81.05	47	1.45	5
兵 庫 県	375	320	85.20	30	372	320	86.15	32	0.95	20
奈 良 県	94	82	87.05	21	93	82	88.02	21	0.97	17
和 歌 山 県	69	62	90.00	8	68	62	90.73	8	0.73	31
鳥 取 県	30	27	89.64	10	31	28	90.37	11	0.73	30
島 根 県	33	30	92.62	1	33	31	92.19	3	△ 0.43	46
岡 山 県	117	101	86.40	27	116	101	87.29	25	0.89	22
広 島 県	177	155	87.89	16	176	156	88.77	14	0.89	23
山 口 県	76	67	88.23	14	75	67	88.76	15	0.53	41
徳 島 県	45	38	84.92	33	44	38	86.62	29	1.70	4
香 川 県	59	52	87.62	17	59	52	88.47	17	0.84	25
愛 媛 県	81	71	86.76	23	80	70	87.71	23	0.95	19
高 知 県	45	39	87.39	19	45	39	88.07	20	0.68	35
福 岡 県	335	275	82.12	44	334	277	83.03	44	0.91	21
佐 賀 県	51	44	86.41	26	50	43	87.16	26	0.75	29
長 崎 県	80	67	83.34	40	78	66	84.70	41	1.36	6
熊 本 県	111	93	84.12	36	108	92	85.42	36	1.30	10
大 分 県	60	50	83.47	39	59	50	84.82	40	1.35	7
宮 崎 県	61	52	84.73	34	60	52	85.96	33	1.23	11
鹿 児 島 県	84	71	84.96	31	83	71	85.76	35	0.80	27
沖 縄 県	85	70	82.29	42	88	72	81.81	46	△ 0.48	47

表9 都道府県別の保険料納付状況

都道府県	最終納付率 (令和5年度分保険料)				過年度1年目納付率 (令和6年度分保険料)				現年度納付率 (令和7年度分保険料)	
	納付率 (%)		前年度からの変化 (ポイント)		納付率 (%)		前年度からの変化 (ポイント)		納付率 (%)	
	順位		順位		順位		順位		順位	
全 国	85.64		1.63		84.89		6.33		79.56	
北海道	85.27	37	1.74	14	84.34	37	6.48	11	78.73	35
青森県	88.43	18	1.82	11	87.50	19	5.95	25	82.23	22
岩手県	91.29	5	1.37	38	90.10	6	5.51	33	85.01	10
宮城県	87.49	24	1.59	21	86.52	25	6.24	15	81.16	28
秋田県	90.74	7	1.14	46	89.56	11	4.56	47	85.00	11
山形県	91.59	4	1.23	42	90.71	4	4.82	44	86.25	4
福島県	87.87	22	1.56	25	86.91	22	6.11	17	81.49	26
茨城県	83.57	43	1.62	18	82.80	43	5.92	27	77.67	43
栃木県	84.94	39	2.06	6	83.86	39	6.60	10	78.63	38
群馬県	85.21	38	1.74	15	84.34	38	6.10	18	79.25	34
埼玉県	83.72	42	1.77	12	83.26	42	6.07	19	77.99	42
千葉県	85.78	34	1.67	16	85.44	32	6.42	12	80.30	31
東京都	82.83	45	1.47	31	82.25	44	6.75	8	76.80	44
神奈川県	86.17	31	1.44	34	85.64	31	6.18	16	80.37	30
新潟県	92.78	1	1.14	45	92.14	1	4.70	45	88.06	1
富山県	92.39	2	1.17	44	91.77	2	4.68	46	88.05	2
石川県	90.56	9	1.24	41	89.59	10	5.14	39	85.13	9
福井県	91.04	6	1.97	9	90.35	5	6.07	20	85.99	5
山梨県	89.06	12	1.18	43	88.01	14	5.13	40	83.68	12
長野県	90.49	10	1.43	35	89.93	8	5.07	41	85.66	7
岐阜県	88.85	13	1.36	39	87.99	15	5.44	34	83.37	15
静岡県	88.73	16	1.53	26	88.05	13	5.96	24	83.24	16
愛知県	86.53	30	1.49	29	85.70	30	6.03	21	80.71	29
三重県	87.16	27	1.47	30	86.22	27	5.56	32	81.34	27
滋賀県	88.29	19	1.56	24	87.53	18	5.85	28	82.80	17
京都府	86.71	28	1.45	33	85.92	29	6.34	14	80.17	33
大阪府	81.05	47	2.18	3	80.21	46	7.70	2	73.72	46
兵庫県	86.15	32	1.66	17	85.43	33	6.37	13	80.18	32
奈良県	88.02	21	1.52	27	87.16	20	5.60	31	82.27	20
和歌山県	90.73	8	1.33	40	90.04	7	5.25	38	85.79	6
鳥取県	90.37	11	1.39	36	89.87	9	5.96	23	85.25	8
島根県	92.19	3	1.10	47	91.10	3	4.98	42	86.92	3
岡山県	87.29	25	1.75	13	86.52	26	5.93	26	81.81	24
広島県	88.77	14	1.38	37	88.10	12	5.65	30	83.46	14
山口県	88.76	15	1.57	23	87.98	16	5.99	22	83.48	13
徳島県	86.62	29	1.60	19	86.20	28	5.40	35	81.71	25
香川県	88.47	17	1.50	28	87.60	17	5.69	29	82.61	18
愛媛県	87.71	23	1.47	32	86.78	24	4.88	43	82.13	23
高知県	88.07	20	1.60	20	87.14	21	5.37	36	82.54	19
福岡県	83.03	44	1.82	10	81.80	45	7.29	3	75.40	45
佐賀県	87.16	26	1.57	22	86.78	23	5.36	37	82.26	21
長崎県	84.70	41	2.08	5	83.73	41	6.64	9	78.42	39
熊本県	85.42	36	2.18	4	84.40	36	7.20	5	78.27	40
大分県	84.82	40	1.97	8	83.74	40	7.03	7	78.02	41
宮崎県	85.96	33	2.23	2	84.93	34	7.18	6	78.69	36
鹿児島県	85.76	35	1.97	7	84.84	35	7.24	4	78.65	37
沖縄県	81.81	46	2.32	1	79.60	47	8.28	1	71.89	47

注 「最終納付率（令和5年度分保険料）」及び「過年度1年目納付率（令和6年度分保険料）」の前年度からの変化は、それぞれ「過年度1年目納付率（令和5年度分保険料）」及び「現年度納付率（令和6年度分保険料）」と比較したものである。

(2) 市区町村規模別の保険料納付状況

- 保険料の納付状況を市区町村の規模別にみると、令和7年度の最終納付率（令和5年度分保険料）は町村が最も高く、政令指定都市及び東京特別区で低い傾向が見られる。
- 前年度の最終納付率と比較すると、政令指定都市で1.18ポイント、東京特別区で1.30ポイント、その他の市で1.08ポイント、町村で0.76ポイントそれぞれ上昇し、全ての市区町村規模で上昇している。

表 10 市区町村の規模別最終納付率の変化

	令和6年度最終納付率 (令和4年度分保険料)			令和7年度最終納付率 (令和5年度分保険料)			令和6年度から 令和7年度の変化		
	納付対象 月数 (万月)	納付月数 (万月)	納付率 (%)	納付対象 月数 (万月)	納付月数 (万月)	納付率 (%)	対象月数 の変化率 (%)	納付月数 の変化率 (%)	納付率 の変化 (ポイント)
全 国 合 計	9,121	7,712	84.55	9,028	7,732	85.64	△ 1.0	0.3	1.10
政令指定都市	2,058	1,703	82.77	2,045	1,717	83.95	△ 0.6	0.8	1.18
東 京 特 別 区	968	776	80.17	966	787	81.47	△ 0.2	1.4	1.30
そ の 他 の 市	5,368	4,596	85.61	5,305	4,599	86.69	△ 1.2	0.1	1.08
町 村	727	636	87.57	712	629	88.33	△ 2.1	△ 1.2	0.76

(参考1) 都道府県別全額免除・猶予割合の変化

(年度末現在)

	全額免除・猶予割合			(参考) 一部免除割合	
	令和6年度 (%)	令和7年度 (%)	割合の変化 (ポイント)	令和6年度 (%)	令和7年度 (%)
全 国	44.0	44.5	0.5	2.5	2.6
北 海 道	50.4	50.7	0.3	2.5	2.6
青 森 県	51.5	51.1	△ 0.4	3.5	3.5
岩 手 県	44.5	44.9	0.4	2.6	2.7
宮 城 県	46.3	47.0	0.7	2.3	2.4
秋 田 県	47.1	46.9	△ 0.2	2.8	2.9
山 形 県	42.0	42.0	0.0	2.4	2.3
福 島 県	47.4	47.9	0.4	2.2	2.3
茨 城 県	41.1	41.8	0.7	2.9	3.1
栃 木 県	42.0	42.9	0.8	2.4	2.4
群 馬 県	40.8	42.0	1.1	2.3	2.6
埼 玉 県	39.7	40.2	0.5	2.1	2.1
千 葉 県	41.1	41.9	0.8	2.2	2.2
東 京 都	37.9	39.2	1.3	2.0	2.1
神奈川 県	39.2	39.6	0.4	2.1	2.2
新 潟 県	43.4	43.7	0.2	2.0	2.0
富 山 県	38.5	39.0	0.5	1.5	1.7
石 川 県	41.9	42.4	0.5	1.5	1.7
福 井 県	40.9	41.7	0.8	2.0	2.4
山 梨 県	41.1	41.3	0.2	2.4	2.4
長 野 県	39.0	39.1	0.1	2.2	2.4
岐 阜 県	39.3	40.0	0.7	2.0	2.1
静 岡 県	39.0	39.9	0.9	2.0	2.1
愛 知 県	38.6	39.4	0.7	1.9	2.0
三 重 県	38.0	38.7	0.7	1.9	1.9
滋 賀 県	42.0	42.2	0.2	2.1	2.2
京 都 府	48.4	49.0	0.6	2.4	2.4
大 阪 府	50.8	51.2	0.5	3.0	3.1
兵 庫 県	48.2	48.4	0.2	2.8	2.9
奈 良 県	47.6	47.8	0.2	2.5	2.4
和歌山 県	47.1	47.7	0.6	3.4	3.3
鳥 取 県	48.0	48.4	0.3	2.7	2.8
島 根 県	45.2	45.6	0.4	2.1	2.4
岡 山 県	46.4	47.0	0.6	2.4	2.6
広 島 県	44.8	45.2	0.4	2.1	2.4
山 口 県	44.7	45.5	0.8	2.5	2.9
徳 島 県	49.5	49.4	△ 0.1	2.8	2.9
香 川 県	44.2	44.7	0.4	2.5	2.6
愛 媛 県	48.8	48.6	△ 0.2	2.8	2.8
高 知 県	49.8	49.3	△ 0.5	3.1	3.4
福 岡 県	51.1	51.6	0.5	3.2	3.2
佐 賀 県	46.9	47.5	0.6	3.5	3.5
長 崎 県	48.7	49.3	0.6	3.5	3.6
熊 本 県	48.2	48.4	0.1	3.6	3.5
大 分 県	52.4	52.9	0.5	3.2	3.3
宮 崎 県	51.4	51.2	△ 0.3	4.1	4.1
鹿 児 島 県	52.8	52.9	0.1	3.6	3.8
沖 縄 県	62.1	61.7	△ 0.4	5.5	6.0

注1 全額免除・猶予割合 (%) = $\frac{\text{法定免除者数} + \text{申請全額免除者数} + \text{学生納付特例者数} + \text{納付猶予者数}}{\text{第1号被保険者数 (任意加入被保険者数を除く)}} \times 100$

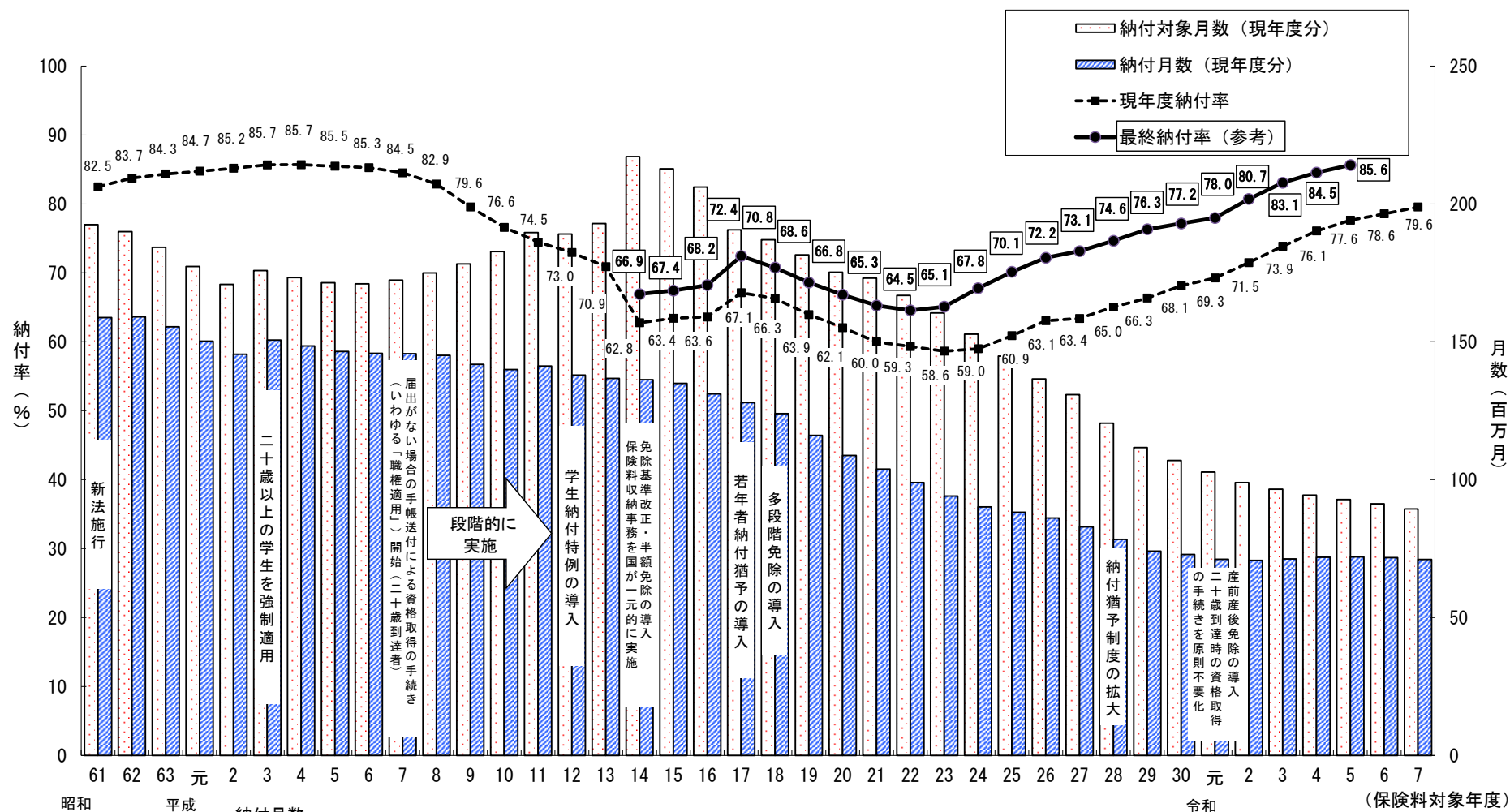
注2 一部免除割合 (%) = $\frac{\text{申請3/4免除者数} + \text{申請半額免除者数} + \text{申請1/4免除者数}}{\text{第1号被保険者数 (任意加入被保険者数を除く)}} \times 100$

(参考2) 現年度納付率に係る状況

1 保険料納付状況 (現年度分)

(1) 納付率等の推移

納付率等の推移



注1 納付率 (%) = $\frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$

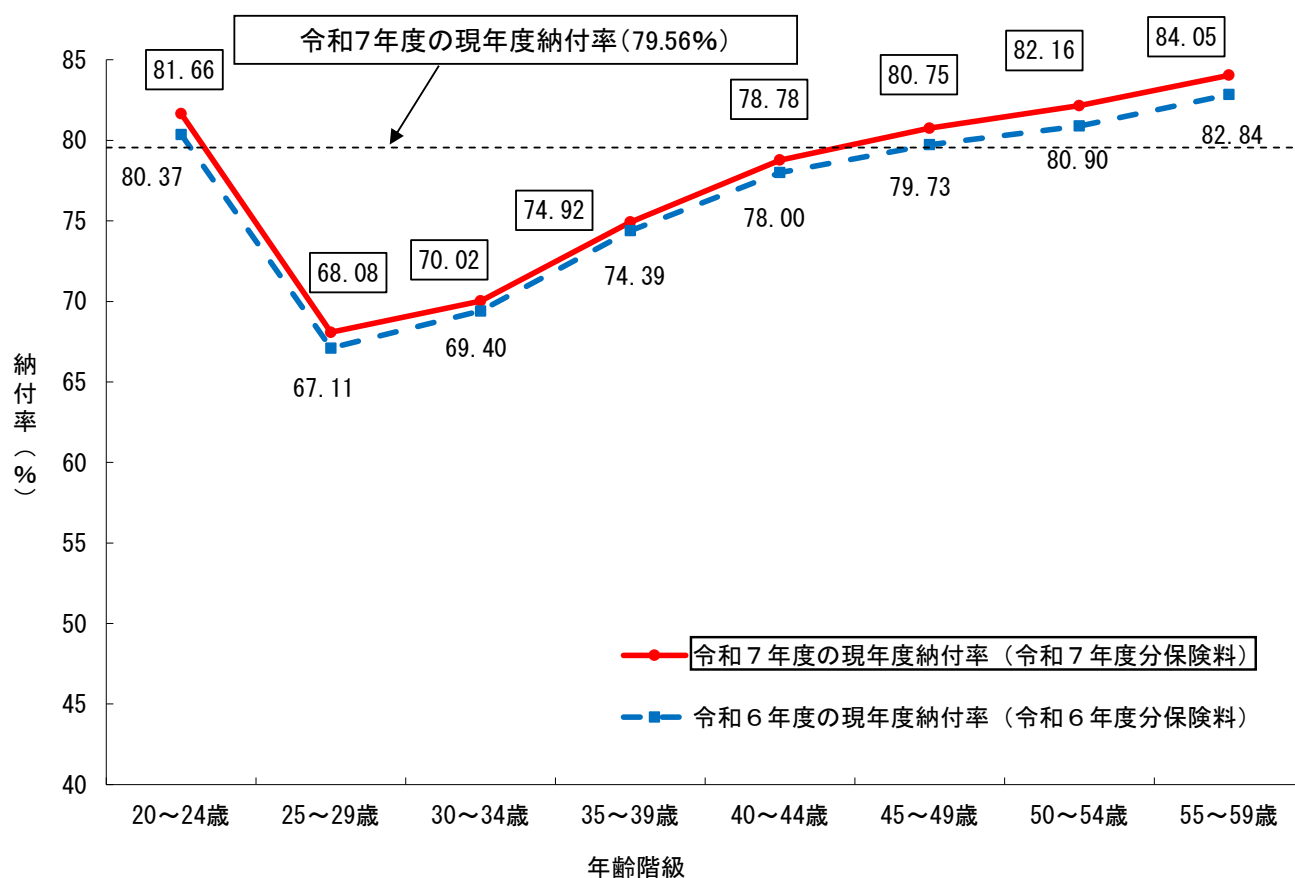
納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（申請一部免除月数を含み、法定免除月数、申請全額免除月数、学生納付特例月数、納付猶予月数及び産前産後免除月数を含まない。）であり、現年度納付率における納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に納付された月数である。ただし、納付対象月数及び納付月数には免除等に係る追納月数は含まれていない。

注2 保険料は過去2年分の納付が可能であり、最終納付率における納付月数は、過年度分の保険料として納付されたものを含む月数である。また、平成13年度分以前の最終納付率については把握していない。

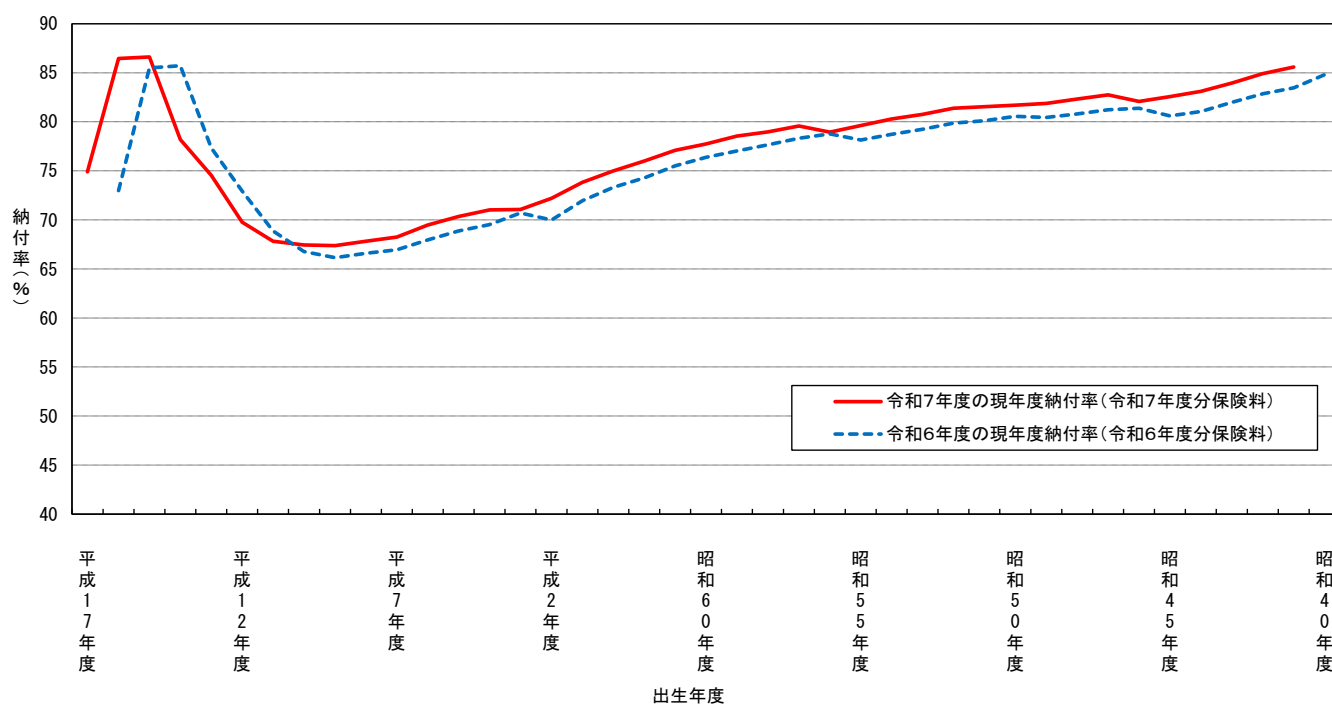
注3 令和7年度末現在における法定免除者、申請全額免除者、学生納付特例者、納付猶予者及び産前産後免除者の割合は、それぞれ11.0%、17.1%、12.0%、4.4%、0.1%となっている。

(2) 年齢階級別現年度納付率等

年齢階級別現年度納付率



出生年度別現年度納付率



2 現年度納付率の変化に係る分析

(1) 被保険者属性別の現年度納付率の変化

令和7年度の現年度納付率と令和6年度の現年度納付率の変化を被保険者属性別にみると、「両年度とも納付対象月がある者のうち、2年間引き続き第1号被保険者である者」の令和7年度の現年度納付率は82.55%となっており、令和6年度と比べて0.86ポイント上昇している。なお、「両年度とも納付対象月がある者」全体の令和7年度の現年度納付率は81.92%となっており、令和6年度と比べて1.57ポイント上昇している。

被保険者属性別の現年度納付率の変化

令和6年度の状況（納付率 78.56%）			令和7年度の状況（納付率 79.56%）			
6年度に1号資格喪失した者	6年度中に60歳に到達し資格喪失した者 納付率 86.68%（納付対象月数 154万月）	6年度のみ 納付対象月がある者 納付率 69.53% （納付対象月数 1,504万月）				
	その他6年度中に資格喪失した者 納付率 78.35%（納付対象月数 1,038万月）					
6年度は納付対象月があり、7年度は全額免除・猶予の者	7年度に申請全額免除者である者 納付率 29.97%（納付対象月数 129万月）					
	7年度に学生納付特例者である者等 納付率 33.03%（納付対象月数 184万月）					
両年度とも納付対象月がある者 納付率 80.35% 〔納付対象月数 7,623万月〕	2年間引き続き第1号被保険者である者 納付率 81.70%（納付対象月数 5,999万月）	両年度とも納付対象月がある者 納付率 81.92% 〔納付対象月数 7,552万月〕			2年間引き続き第1号被保険者である者 納付率 82.55%（納付対象月数 5,978万月）	
	7年度中に60歳に到達した者 納付率 86.02%（納付対象月数 277万月）					7年度中に60歳に到達した者 納付率 88.95%（納付対象月数 152万月）
	その他（この2年間に資格喪失、再取得した者等） 納付率 73.15%（納付対象月数 1,346万月）					その他（この2年間に資格喪失、再取得した者等） 納付率 78.50%（納付対象月数 1,423万月）
7年度のみ 納付対象月がある者 納付率 66.67% （納付対象月数 1,382万月）			6年度は全額免除・猶予で、7年度は納付対象月がある者	6年度に申請全額免除者であった者 納付率 53.59%（納付対象月数 183万月）	6年度に申請全額免除者であった者 納付率 53.59%（納付対象月数 183万月）	
				6年度に学生納付特例者であった者等 納付率 59.01%（納付対象月数 151万月）		6年度に学生納付特例者であった者等 納付率 59.01%（納付対象月数 151万月）
			7年度に新規資格取得した者	20歳に到達した者 納付率 76.80%（納付対象月数 244万月）	20歳に到達した者 納付率 76.80%（納付対象月数 244万月）	
				2号からの移行者等 納付率 70.39%（納付対象月数 590万月）	2号からの移行者等 納付率 70.39%（納付対象月数 590万月）	
				3号からの移行者 納付率 83.94%（納付対象月数 107万月）	3号からの移行者 納付率 83.94%（納付対象月数 107万月）	
				その他 納付率 39.10%（納付対象月数 107万月）	その他 納付率 39.10%（納付対象月数 107万月）	

(2) 現年度納付率の変化の影響度

令和7年度の現年度納付率と令和6年度の現年度納付率の変化 1.00 ポイントに対する被保険者属性別の影響度をみると、「両年度とも納付対象月がある者のうち、2年間引き続き第1号被保険者である者」による影響度が0.61 ポイントとなっている。なお、「両年度とも納付対象月がある者」全体の影響度は1.35 ポイントとなっている。

現年度納付率の変化に対する被保険者属性別影響度

				納付対象月数の変化による影響度 ①	納付率の変化による影響度 ②	影響度 ①+②
合 計				△ 0.48	1.47	1.00
被 保 険 者 属 性	令和6年度のみ 納付対象月がある者	6年度に1号資格喪失した者	6年度中に60歳に到達した者	△ 0.14	・	△ 0.14
			その他6年度中に資格喪失した者	0.02	・	0.02
		6年度は納付対象月があり、 7年度は全額免除・猶予の者	7年度に申請全額免除者である者	0.69	・	0.69
			7年度に学生納付特例者である者等	0.92	・	0.92
	両年度とも 納付対象月がある者	2年間引き続き第1号被保険者である者		0.04	0.57	0.61
		7年度中に60歳に到達した者		△ 0.10	0.05	△ 0.05
		その他（この2年間に資格喪失、再取得した者等）		△ 0.06	0.85	0.79
	令和7年度のみ 納付対象月がある者	6年度は全額免除・猶予で、 7年度は納付対象月がある者	6年度に申請全額免除者であった者	△ 0.51	・	△ 0.51
			6年度に学生納付特例者であった者等	△ 0.33	・	△ 0.33
		7年度に新規資格取得した者	20歳に到達した者	△ 0.05	・	△ 0.05
			2号からの移行者等	△ 0.54	・	△ 0.54
			3号からの移行者	0.06	・	0.06
			その他	△ 0.47	・	△ 0.47

注 「影響度」は、被保険者属性別に、当該属性の納付対象月数の変化及び当該属性における納付率の変化が、令和7年度の現年度納付率と令和6年度の現年度納付率の変化（1.00ポイント）にどの程度影響したかを示したものである。

(参考3) 外国人に係る公的年金加入状況等

外国人に係る公的年金加入状況及び国民年金保険料の納付状況

令和8年3月末現在、外国人の公的年金加入者数は318万人で、その内訳をみると、国民年金第1号被保険者は90万人、国民年金第2号被保険者等（厚生年金被保険者）は201万人、国民年金第3号被保険者は27万人となっている。また、外国人の国民年金保険料の令和7年度の最終納付率（令和5年度分保険料）は55.0%となり、外国人の令和6年度の最終納付率（令和4年度分保険料）から5.3ポイント上昇している。

外国人に係る公的年金加入状況及び国民年金保険料の納付状況

(年度末現在、単位:万人)

(年度末現在、単位:万人)

	公的年金 加入者数	第1号被保険者						厚生年金 被保険者 (第2号被 保険者等)	第3号 被保険者
			(再掲) 納付対象者				(再掲) 全額免除 ・ 猶予者		
				納付者	未納者	(参考) 最終納付率 (%)			
令和7年度	318	90	36	30	7	55.0	54	201	27
令和6年度	281	77	35	27	8	49.7	42	178	25

- 注1 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から提供されている本人確認情報を活用して集計した。
- 注2 共済組合等のみの加入期間を有する外国人は含まない。
- 注3 外国人の国民年金保険料の令和7年度の最終納付率は、令和5年度分の保険料として納付すべき月数（申請一部免除月数を含み、法定免除月数、申請全額免除月数、学生納付特例月数、納付猶予月数及び産前産後免除月数を含まない。）を分母、そのうち実際に納付された月数を分子として算出した率である。ただし、納付対象月数及び納付月数には免除等に係る追納月数は含まれておらず、年度末に国民年金第1号被保険者であった者のみを集計対象としている。
- 注4 納付対象者は、国民年金第1号被保険者のうち全額免除・猶予者以外の者である。また、納付対象者のうち未納者（24か月（令和6年4月分～令和8年3月分）の保険料が未納である者）以外を納付者としている。